

市道路線の認定および廃止基準

(目的)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条および第10条の規定に基づき、函館市道として路線を認定し、および廃止するために必要な事項を定め、道路の適正な管理と道路網の整備を図ることを目的とする。

(認定の範囲)

第2条 市道として路線認定をする道路は、公共的利用価値のある次に掲げる道路とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）等の規定により本市に帰属した道路
- (2) 国道または道道の廃止に伴い市道として存置する必要がある道路
- (3) 都市計画事業として事業認可を受ける計画道路
- (4) 「私有道路の寄附採納基準」（平成7年4月1日制定）に基づき市が寄附を受けた道路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認め、かつ当該道路敷地について権原を取得することができる道路

(認定の要件)

第3条 市道としての路線の認定は、前条各号の道路のうち、その路線が交通上必要と認められる道路で、その道路敷地の幅員が6メートル（当該道路沿いに家屋が連たんし拡幅が困難と認められる場合その他特別の理由があると認められる場合は、4メートル）以上であって、かつ、次のいずれかの要件を備えたものについて行うものとする。

- (1) 路線の起点および終点が直接公道に連絡すること。
- (2) 路線の一端が公道に連絡し、かつ、他の一端が自動車（二輪自動車を除く。以下同じ。）の通行に支障のない幅員4メートル以上の建築基準法第42条第1項第2号、第3号または第5号の道路（当該道路が自動車の通行に支障のない他の道路に連絡する道路である場合に限る。）に連絡すること。
- (3) 路線の一端が公道に連絡し、かつ、他の一端の終点到自動車

回可能な広場が確保されていること。

- (4) 路線の一端が公道に連絡し，かつ，他の一端が公園，学校，河川等の公共的施設その他これに類するものとして市長が特に認める施設に連絡すること。

(廃止)

第 4 条 市道の路線の廃止は，当該市道が次の各号の一に該当する場合には限り行うことができる。

- (1) 他の道路の新設により不要となる場合
(2) 都市計画法，土地区画整理法等の規定に基づく事業の施行により不要になる場合
(3) 国道または道道として国または道に移管する場合
(4) 路線の見直しにより，新たに認定をし直す場合
(5) 周辺地域における土地利用の変化等により，廃止しても公益上支障がないと認められる場合

附 則

- 1 この基準は，平成元年 5 月 1 日から施行する。
2 私有道路の市道路線認定基準（昭和 4 8 年 2 月 1 6 日制定。以下旧基準」という。）は，廃止する。

附 則

この基準は，平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は，平成 1 4 年 8 月 1 日から施行する。